

平成 30 年度 医療勤務環境改善モデル支援事業実施要綱

1 目 的

医療勤務環境の改善に意欲を有する医療機関の取組を積極的に支援することで成功事例を創出するとともに、その事例をほかの医療機関に紹介することにより、勤務環境改善の取組の県内への波及を図ることを目的とします。

2 実施主体

高知県医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）

3 支援対象となる医療機関

支援の対象となる医療機関（以下「モデル医療機関」という。）は、勤務環境改善マネジメントシステムの導入を検討、計画している県内医療機関のうち、特に改善の成果が見込まれ、他のモデルとなり得るとともに、センターの支援事例紹介等に協力できるところとし、平成 30 年度は、概ね 2 医療機関を募集します。

4 支援期間

平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月

5 支援内容

労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザー等をモデル医療機関に派遣し、勤務環境改善マネジメントシステム導入のための、体制整備、現状分析、勤務環境改善計画の策定等を支援します。

また、日本看護協会による看護職のワーク・ライフ・バランス（以下 WLB という。）推進モデル活動との連携による支援活動も実施します。

具体的な年度内の到達点は、医療機関と相談のうえ決定します。

6 費 用

労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザー等の派遣に係る費用は、無料です。

7 事業の流れ

（1）支援の申し込み

モデル医療機関として支援を希望する医療機関は、別紙様式の事業実施希望調書をセンターに提出してください。

（2）モデル医療機関の選定

事業実施希望調書を受理したセンターは、高知労働局、高知県医師確保・育成支援課（以下「県」という。）、高知県社会保険労務士会、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会高知県支部等と協議のうえ、モデル医療機関を選定します。

（3）支援の実施

センターは、モデル医療機関に対し、上記 5 の支援を行います。

（4）取組結果の報告

モデル医療機関には、取組結果をセンターに報告していただきます（報告内容は、年度内の到達点により異なる。）。

（5）事業成果の波及への協力

モデル医療機関には、その取組内容、結果について、センターや県が行うホームページや研修会等での紹介に、可能な限り協力していただきます。

8 その他

この要綱に定めるものほか必要な事項については、センター長が別に定めます。